

第5章 重大事故等対策

第1節 危険物施設等の事故対策

第1 危険物施設

1 平常時における予防対策

- 1 管理監督者に対する指導等
消防法等関係法令に基づき、立入検査、保安検査等を実施し、施設の維持管理等について管理監督者に対し指導を行う。
- 2 輸送業者等に対する指導等
危険物等の移動について、路上取締等を実施し、輸送業者等の指導を行う。
- 3 取扱作業従事者に対する指導等
危険物等の取扱作業従事者の資質向上を図るため、保安講習会等を受講するなど、事故の発生及び災害防止について指導する。
- 4 防災訓練実施等の促進
施設の特異性に応じた防災訓練の実施を促進するとともに、安全対策に関する情報を地域に積極的に発信するよう指導する。

2 事故発生時の緊急措置

- 1 事故発生に係る県への通報
危険物施設において事故が発生した場合、速やかに県に通報を行う。
- 2 危険物及び毒劇物等化学薬品類の所有者等に対する危害防止措置の指示
危険物の所有者、管理者、占有者に対し、危害防止のための措置をとるよう指示し、又は自らその措置を講ずる。
- 3 警戒区域の設定及び一般住民に対する立入制限、退去等の命令
市長は、必要があると認めるときは警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。
なお、警戒区域を設定しようとする場合、知事等に助言を求めることができる。
- 4 消防隊の出動による救助及び消火活動
消防計画等により消防隊を出動させ、災害発生事業所の責任者からの報告、助言等を受け、必要に応じ、関係事業所及び関係公共団体の協力を得るなどして、救助及び消火活動を実施する。

5 他市町に対する応援要請

火災の規模が大きくなり、自己の消防力等では対処できない場合は、消防組織法第39条の規定により締結している「三重県内消防相互応援協定」により、他の市町に対して応援を要請する。

6 県に対する自衛隊の災害派遣要請

自衛隊の災害派遣が必要な事態が生じた場合は、「第3章第5節第6 自衛隊災害派遣要請」に準じ、県に対して自衛隊の災害派遣要請を行う。

7 資機材等の確保

化学消火薬剤・中和剤・ガス検知器等必要資機材が不足する場合は、県に対し必要資機材の提供を要請する。

8 危険物製造所等の使用の一時停止命令等

市長は、公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため緊急の必要があると認めるときは、製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者に対し、当該製造所、貯蔵所若しくは取扱所の使用を一時停止すべきことを命じ、又はその使用の制限をすることができる。(消防法第12条の3)

9 住民の安全確保

消防対策部は、事故発生時に事業者から通報を受けた場合は、直ちに事故現場に出動し、防御活動を実施するほか、互いに連携を取りつつ、速やかに危険区域の住民に事態の周知を図り、住民の安全を確保する。

10 火気等の制限

消防対策部は、事業者等と協議のうえ危険が生じるおそれのある区域での火気の取扱いの制限、危険区域への立ち入り制限について、住民に周知徹底する。

11 避難の指示等

市長は、危険が生じるおそれのある区域内の住民に避難をすべき理由の周知を図り、自主防災組織と連携して、風向き等を考慮しながら直ちに安全な場所へ避難誘導し、住民の安全を確保する。

第2 高圧ガス施設

1 事故発生の緊急措置

1 事故発生に係る県への通報

高圧ガス施設において事故が発生した場合、速やかに県に通報を行う。

2 警戒区域の設定及び一般住民に対する立入制限、退去等の命令

市長は、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。なお、警戒区域を設定しようとする場合、知事等に助言を求めることができる。

3 消防隊の出動による救助及び消火活動

消防計画等により消防隊を出動させ、災害発生事業所の責任者からの報告、助言等を受け必要に応じ、関係事業所及び関係公共団体の協力を得るなどして、救助及び消火活動を実施する。

4 他市町に対する応援要請

火災の規模が大きくなり、自己の消防力等では対処できない場合は、消防組織法第39条の規定により締結している「三重県内消防相互応援協定」により、他の市町に対して応援を要請する。

5 県に対する自衛隊の災害派遣要請

自衛隊の災害派遣が必要な事態が生じた場合は、「第3章第5節第6 自衛隊災害派遣要請」に準じ、県に対して自衛隊の災害派遣要請を行う。

6 資機材等の確保

化学消火薬剤・中和剤・ガス検知器等必要資機材が不足する場合は、県に対して必要資機材の提供を要請する。

7 住民の安全の確保

消防対策部は、事故発生時に事業者から通報を受けた場合は、直ちに事故現場に出動し、防御活動を実施するほか、互いに連携を取りつつ、速やかに危険区域の住民に事態の周知を図り、住民の安全を確保する。

8 火気等の制限

消防対策部は、事業者等と協議のうえ危険性が生じるおそれのある区域での火気の取扱の制限、危険区域への立入制限について、住民に周知徹底する。

9 避難の指示等

市長は、危険が生じるおそれのある区域内の住民に避難をすべき理由の周知を図り、自主防災組織と連携して、風向き等を考慮しながら直ちに安全な場所へ避難誘導し、住民の安全を確保する。

第3 火薬類施設

1 事故発生の緊急措置

1 事故発生に係る県への通報

火薬類施設において事故が発生した場合、速やかに県に通報を行う。

2 警戒区域の設定及び一般住民に対する立入制限、退去等の命令

市長は、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。なお、警戒区域を設定しようとする場合、知事等に助言を求めることができる。

3 消防隊の出動による救助及び消火活動

消防計画等により消防隊を出動させ、災害発生事業所の責任者からの報告、助言等を受け必要に応じ、関係事業所及び関係公共団体の協力を得るなどして、救助及び消火活動を実施する。

4 他市町に対する応援要請

火災の規模が大きくなり、自己の消防力等では対処できない場合は、消防組織法第39条の規定により締結している「三重県内消防相互応援協定」により、他の市町に対して応援を要請する。

5 県に対する自衛隊の災害派遣要請

自衛隊の災害派遣が必要な事態が生じた場合は、「第3章第5節第6 自衛隊災害派遣要請」に準じ、県に対して自衛隊の災害派遣要請を行う。

6 資機材等の確保

化学消火薬剤・中和剤・ガス検知器等必要資機材が不足する場合は、県に対して必要資機材の提供を要請する。

7 住民の安全の確保

消防対策部は、事故発生時に事業者から通報を受けた場合は、直ちに事故現場に出動し、防衛活動を実施するほか、互いに連携を取りつつ、速やかに危険区域の住民に事態の周知を図り、住民の安全を確保する。

8 火気等の制限

消防対策部は、事業者等と協議のうえ危険性が生じるおそれのある区域での火気の取扱の制限、危険区域への立入制限について、住民に周知徹底する。

9 避難の指示等

市長は、危険が生じるおそれのある区域内の住民に避難すべき理由を周知し、自主防災組織と連携して、風向き等を考慮しながら直ちに安全な場所へ避難誘導し、住民の安全を確保する。

第4 毒劇物施設

1 事故発生の緊急措置

1 事故発生に係る県への通報

毒劇物施設において事故が発生した場合、速やかに県に通報を行う。

2 警戒区域の設定及び一般住民に対する立入制限、退去等の命令

市長は、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。なお、警戒区域を設定しようとする場合、知事等に助言を求めることができる。

3 消防隊の出動による救助及び消火活動

消防計画等により消防隊を出動させ、災害発生事業所の責任者からの報告、助言等を受け必要に応じ、関係事業所及び関係公共団体の協力を得るなどして救助及び消火活動を実施する。

4 他市町に対する応援要請

火災の規模が大きくなり、自己の消防力等では対処できない場合は、消防組織法第39条の規定により締結している「三重県内消防相互応援協定」により、他の市町に対して応援を要請する。

5 県に対する自衛隊の災害派遣要請

自衛隊の災害派遣が必要な事態が生じた場合は、「第3章第5節第6 自衛隊災害派遣要請」に準じ、県に対して自衛隊の災害派遣要請を行う。

6 資機材等の確保

化学消火薬剤・中和剤・ガス検知器等必要資機材が不足する場合は、県に対して必要資機材の提供を要請する。

7 住民の安全の確保

消防対策部は、事故発生時に事業者から通報を受けた場合は、直ちに事故現場に出動し、防衛活動を実施するほか、互いに連携を取りつつ、速やかに危険区域の住民に事態の周知を図り、住民の安全を確保する。

8 火気等の制限

消防対策部は、事業者等と協議のうえ危険性が生じるおそれのある区域での火気の取扱の制限、危険区域への立入制限について、住民に周知徹底する。

9 避難の指示及び場所

市長は、危険が生じるおそれのある区域内の住民に避難すべき理由を周知し、自主防災組織と連携して、風向き等を考慮しながら直ちに安全な場所へ避難誘導し、住民の安全を確保する。

第5 放射性物質施設

1 事故発生の緊急措置

1 事故発生に係る県への通報

毒劇物施設において事故が発生した場合、速やかに県に通報を行う。

2 警戒区域の設定及び一般住民に対する立入制限、退去等の命令

市長は、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。なお、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。

3 消防隊の出動による救助及び消火活動

消防計画等により消防隊を出動させ、災害発生事業所の責任者からの報告、助言等を受け必要に応じ、関係事業所及び関係公共団体の協力を得るなどして救助及び消火活動を実施する。

4 他市町に対する応援要請

火災の規模が大きくなり、自己の消防力等では対処できない場合は、消防組織法第39条の規定により締結している「三重県内消防相互応援協定」により、他の市町に対して応援を要請する。

5 県に対する自衛隊の災害派遣要請

自衛隊の災害派遣が必要な事態が生じた場合は、「第3章第5節第6 自衛隊災害派遣要請」に準じ、県に対して自衛隊の災害派遣要請を行う。

6 資機材等の確保

化学消火薬剤・中和剤・ガス検知器等必要資機材が不足する場合は、県に対して必要資機材の提供を要請する。

7 住民の安全の確保

消防対策部は、事故発生時に事業者から通報を受けた場合は、直ちに事故現場に出動し、防御活動を実施するほか、互いに連携を取りつつ、速やかに危険区域の住民に事態の周知を図り、住民の安全を確保する。

8 火気等の制限

消防対策部は、事業者等と協議のうえ危険性が生じるおそれのある区域での火気の取扱の制限、危険区域への立入制限について、住民に周知徹底する。

9 避難の指示及び場所

市長は、危険が生じるおそれのある区域内の住民に避難すべき理由を周知し、自主防災組織と連携して、風向き等を考慮しながら直ちに安全な場所へ避難誘導し、住民の安全を確保する。

第6 ばい煙発生施設、排水施設

1 事故災害発生時の対応

1 活動体制の確立

事故災害が発生した旨の通報を受けた場合は、速やかに情報収集をはじめとする初動体制の確立し、災害の特性に合わせて臨機応変な活動体制を取るものとする。

また、発生災害の状況により市長が必要と認めた場合においては、災害対策本部又は現地対策本部を設置する。

2 応急対策活動

市は、必要に応じて次の応急対策活動を実施する。

また、これら以外の応急対策活動についても、必要に応じて迅速かつ的確に実施する。

- (1) 被害情報の収集
- (2) 消防応急活動及び救助活動
- (3) 医療・救護活動
- (4) 被災者及び地域住民の避難対策活動
- (5) 自衛隊災害派遣要請の要求及びその他の応援要請

第2節 航空機・列車事故等突発災害への対策

第1 事故等災害発生時の対応

1 活動体制の確立

航空機の墜落炎上や列車の追突及び脱線等の突発的事故災害が発生した旨の通報を受けた場合は、速やかに情報収集をはじめとする初動体制の確立を図るとともに、消火・救助活動を行うための資機材の整備に努め、災害の特性に応じた活動体制を準備する。

また、災害の規模により市長が必要と認めた場合、災害対策本部を設置して、適切な配備体制を敷くとともに、必要に応じて現地災害対策本部を設置する。

2 応急対策活動

事故等の発生により、災害が発生した場合、災害対策本部等を設置して、以下の応急対策活動を実施する。

また、これら以外の応急対策活動については、関係機関等と連携を図り、必要に応じて、迅速かつ的確に活動体制を準備する。

- 1 被害情報の収集
- 2 消防応急活動及び救助活動
- 3 医療・救護活動
- 4 被災者及び地域住民の避難対策活動
- 5 自衛隊災害派遣要請の要求及びその他の応援要請

第3節 環境汚染事故等対策

第1 流出油事故等への対策

1 平常時の対策

1 防災設備及び防災資機材等の整備

災害を未然に防止し、又は災害が発生した場合、被害の拡大を防止するため、必要に応じ、設備及び資機材を備蓄・整備・点検するとともに、次に掲げる資機材については、増強に努めるものとする。

- (1) 化学消火剤、オイルフェンス、油処理剤及び油吸着剤等
- (2) 油回収器、照明機器、通信機器、ガス検知器（可燃性ガス及び有毒性ガス用）、耐熱防火衣及び空気又は酸素呼吸器等

2 防災訓練の実施

災害の拡大防止方法を演習し、防災活動の迅速かつ的確な実施と相互の有機的連携を図るため、総合的な防災訓練を実施に努める。

2 事故発生時の措置

1 市の措置

- (1) 護岸等に漂着した流出油の除去・回収等活動及び連絡調整
- (2) 災害情報の収集及び伝達
- (3) 住民に対する広報
- (4) 避難勧告、避難指示（緊急）及び誘導
- (5) 防災資機材の調達搬入
- (6) 他市町に対する応援要請
- (7) 県に対する自衛隊の派遣要請の要求
- (8) その他災害の規模に応じた措置

2 消防本部の措置

- (1) 災害情報の収集及び伝達
- (2) 陸上での火気使用禁止措置
- (3) 流出油拡大防止の指示及び危険区域の設定
- (4) 人命救助及び負傷者等の救急搬送
- (5) その他災害の規模に応じた措置

第4節 原子力災害対策

第1 方針

三重県内に原子力発電所又は原子炉施設(以下「原子力発電所等」という。)は立地しておらず、予防的防護措置を準備する区域(PAZ : Precautionary Action Zone ・原子力施設から概ね半径5km)及び緊急時防護措置を準備する区域(UPZ : Urgent Protective Action Planning Zone ・原子力施設から概ね30km)にも含まれていない。

しかしながら、平成23年3月11日に発生した東日本大震災に起因する東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故による放射性物質の拡散状況を考慮すると、県境から概ね70kmの位置にある関西電力株式会社美浜原子力発電所や概ね100kmの位置にある中部電力株式会社浜岡原子力発電所を始めとする福井県及び静岡県内の原子力発電所等において原子力緊急事態が発生した場合に備えて対処できる体制を整備することが必要である。

なお、本対策については、国・県による原子力災害対策指針等の見直し等の動向を注視するとともに、随時、見直し等を行う。

第2 対策

1 災害情報の収集・伝達・広報

原子力災害の発生に際しては、県との連携を強化するとともに、災害情報等の交換を密にし、入手した情報については必要に応じて、県と協力し、住民及び地域内の関係機関等へ周知伝達を行う。

2 防護措置

1 屋内退避・避難誘導等

国の指導・助言、指示又は県からの情報に基づき、必要に応じて県及び警察と連携し、住民へ多様な媒体を活用し屋内退避に関する情報提供又は避難所への避難誘導等の活動を行う。

2 スクリーニング及び除染

被ばく及び汚染が生じた場合には、原子力災害対策指針に基づき、国及び原子力事業者の指示等の下、県と連携し、スクリーニング及び除染を行う。

*スクリーニング(汚染検査)とは：衣服や身体表面(露出している部分)が汚染する外部汚染の有無の判定と、放射性ヨウ素等の吸入による内部汚染(内部被ばく)の評価のために行われる。表面汚染測定器(表面汚染検査計)を用いて全身をくまなく検査する。

3 水道水・食品の摂取制限等

県及び国からの指示等により、基準値を超える水道水・食品・農林水産物について必要な措置を行う。

3 放射性物質における環境汚染への対処

放射性物質による環境汚染に対して、住民の被ばくを低減する必要がある場合について、県と連携して必要な対策を検討する。

4 県外からの避難受入

県外から原子力災害等により、県境を越える避難者の受入れ要請があった際には、県と連携し、市有施設を一時的な避難所として提供する。

5 風評被害等の軽減

県と連携し、原子力災害による風評被害の未然防止及び影響を軽減するため、農林漁業・地場産業の産品、工業品等の適切な流通等の確保及び観光客の減少防止のための広報活動を行う。

6 心身の健康相談等の実施

住民の健康不安解消や住民が被ばくした際の措置として、原子力災害対策指針等に基づき国及び県とともに、住民等に対する心身の健康相談を実施し、必要に応じ健康調査を行う。

第5節 火災対策

第1 大規模火災対策

1 災害予防

1 火災に対する建築物の安全化

(1) 消防用設備等の整備、維持管理

建築物等について、法令に適合したスプリンクラー整備等の消防用設備等の設置を促進するとともに、当該建築物に設置された消防用設備等については、災害時にその機能を有効に発揮することができるよう定期的に点検を行うなど適正な維持管理を指導する。

(2) 建築物の防火管理体制

建築物等について、防火管理者を適正に選任するとともに、防火管理者が当該建築物についての消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施等防火管理上必要な業務を適正に行うなど、防火管理体制の充実を図るよう指導する。

(3) 建築物の安全対策の推進

不特定多数の者が利用する建築物等の所有者又は管理者に対して、避難経路の確保、防火設備・排煙設備・非常用使用明等の適正な維持管理など、防火・避難対策に関する措置の重要性について、防火査察時等に周知を図る。

2 消防力の強化

(1) 公設消防力の強化

ア 消防組織の整備充実

「消防力の整備指針」(平成12年消防庁告示第1号)に沿って消防組織の整備充実を図る。また、消防団員の数は減少傾向にあるので、これを補充強化するための消防団確保対策を立てるほか、教育訓練機会を拡充して資質の向上を図り、青年・女性層の参加を促進するなど消防団組織の活性化を推進する。

イ 消防用施設の整備充実

「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に沿って、消防機械器具、消防水利施設等の整備充実を図る。

(2) 自衛消防力の強化育成

消防機関を通じて、防火対象物(消防法第8条に規定するもの)の関係者に対し、防火管理者制度の徹底とともに、火災に対する初期消防体制の万全を期するため、自衛消防組織の確立と消防用設備等の充実を図るものとする。

3 防災知識の普及

(1) 火災予防運動の実施

市民に火災予防思想と具体的な予備知識を浸透させるため、県と連携を図り、関係機

関及び団体等の協力のもとに、春秋2回火災予防運動を実施する。

(2) 住宅防火対策の推進

一般住宅等における火災の未然防止及び火災による被害の軽減を図るため、三重県住宅防火対策推進協議会を通じ、住宅用火災報知器等の普及促進、高齢者世帯の住宅防火診断の実施、火気の取扱い指導、住宅防火啓発活動等の住宅防火対策を推進する。

(3) 立入検査指導の強化

消防対策部は、特定防火対象物の用途、地域等に応じ立入検査を計画的に行い、常に特定防火対象物の状態を把握しておくとともに、消防用設備等の設置や管理面の不備が認められる施設については、設備改善の指導を強化する。

2 迅速かつ円滑な災害応急対策

1 情報の収集・伝達

市長が必要と認めるときは、災害対策本部を設置し、災害情報の収集、伝達を迅速かつ的確に行うとともに、関係機関との調整等を円滑に行う。

2 消防活動

(1) 市長は、火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災警報を発することができる。

なお、警報を発したときは、火災予防上必要な措置を講ずる。

(2) 消防活動の実施

市域内に火災等による災害が発生した場合の消防活動は、消防本部及び消防団が主体となり活動を行うが、災害の規模が大きく関係機関の支援を必要とする場合は、関係法令の規定により応援出動を要請するなど、必要な措置を講ずる。

また、消防対策部は、消防活動の主体として市域内で火災等の災害が発生した場合に、住民に対し、出火防止、初期消火活動の徹底を期するよう、あらゆる手段により呼びかけを行うとともに、住民の避難時における安全確保及び延焼防止活動を行う。

(3) 応援要請

ア 災害の規模が大きく他市町の応援を必要とする場合に、消防組織法第39条及び第44条、基本法第68条等の規定により、県及び近隣市町に対し応援出動を要請する。

なお、被災をしていない市町は、あらかじめ締結している消防相互応援協定の定めるところもしくは県からの要請に基づき、県内消防相互応援隊を編成して応援出動する。

イ 災害が大規模となり、近隣市町の応援のみでは対応できないと判断した場合は、「三重県内消防相互応援協定」に基づき、県に対し県内消防相互応援隊の出動を要請する。

ウ 市長又は消防長は、災害の状況及び県内の消防応援だけでは、十分な対応がとれないと判断したときは、速やかに知事に対して、「三重県内における緊急消防援助隊応援出動及び受援計画」に基づき、緊急消防援助隊の応援出動を要請する。

また、この場合において、知事と連絡がとれない場合には、直接消防庁長官に対して、要請する。

3 救急活動

(1) 救急活動の実施

消防対策部は、医療機関、運輸業者等の協力を求めて救急活動を実施する。

(2) 応援要請

ア 市長又は消防長は、多数の傷病者が発生し、他市町の応援を必要と判断した場合は、消防活動と同様に協定に基づき県及び近隣市町に対し応援出動を要請する。

なお、あらかじめ消防相互応援協定を締結している近隣市町は、当該協定の定める所により応援出動する。

イ 近隣市町の応援のみでは対応できないほど多数の傷病者が発生した場合には、「三重県内消防相互応援協定」に基づき、県内相互応援隊の応援出動を要請する。

4 避難措置

発災時には、人命の安全を第一に必要な応じて適切な避難誘導を行うとともに、必要に応じ避難所を開設する。

5 住民が実施する対策

(1) 初期消火活動

被災地の地元住民や自主防災組織、消防団、企業等は、消防本部の消防隊が到着するまでの間、可能な限り出火防止、初期消火及び延焼防止に努める。

(2) 初期救急活動

被災地の地元住民や自主防災組織、消防団、企業等は、救急隊が到着するまでの間、可能な限り応急手当の実施に努める。

【参考】

火災気象通報とは

消防法第22条第1項の規定により津地方気象台から通報される火災気象通報の実施基準は、下記による。

- 1 実行湿度60%以下で、最小湿度30%以下となる見込みのとき。
- 2 最大風速が13m/s以上となる見込みの時（降雨・降雪中は通報しないこともある。）
- 3 実行湿度6%以下で、最小湿度40%以下・最大風速10m/s以上となる見込みのとき。

第2 林野火災対策

1 林野火災消防計画の確立

消防対策部及び建設対策部は、森林の状況、気象条件、地理、水利の状況並びに林内作業の状況等を考慮のうえ、関係機関等との連携を図り、以下の事項について林野火災消防計画の確立に努めるものとする。

- 1 特別警戒実施計画
 - (1) 特別警戒区域
 - (2) 特別警戒時期
 - (3) 特別警戒実施要領
- 2 消防計画
 - (1) 消防分担区域
 - (2) 出動計画
 - (3) 防護鎮圧計画
- 3 資材整備計画
- 4 啓発運動の推進計画
- 5 防災訓練の実施計画

2 迅速かつ円滑な災害応急対策

1 災害対策本部の設置

林野火災の発生に際し、市長が必要と認めるときは、災害対策本部を設置し災害情報の収集・伝達活動を迅速かつ的確に行うとともに、関係機関との調整等を円滑に行う。

2 消防活動

(1) 火災警報の発令

市長は、火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災警報を発することができる。

なお、警報を発したときは火災予防上必要な措置をとるものとする。

(2) 消防活動の実施

市域内において火災等による災害が発生した場合の消防活動は、消防機関を動員して実施するものとする。

なお、災害の規模が大きく関係機関の支援を必要とする場合は、関係法令の規定により応援出動を要請するなど必要な措置を講ずる。

(3) 近隣市町への応援要請

市長又は消防長は、災害の規模が大きく他市町の応援を必要とする場合に、消防組織法

第39条及び第44条、基本法第68条等の規定により、県及び近隣市町に対し応援出動を要請する。

また、被災していない市町は、あらかじめ締結している消防相互応援協定の定めるところ、もしくは県からの要請に基づき、県内消防相互応援隊を編成して応援出動を行う。

なお、災害が大規模となり、近隣市町の応援のみでは対応できないと判断した場合は、「三重県内消防相互応援協定」に基づき、県に対し県内消防相互応援隊の出動を要請する。

(4) 緊急消防援助隊の応援要請

市長又は消防長は、災害の状況及び県内の消防応援だけでは、十分な対応がとれないと判断したときは、速やかに知事に対して、「三重県における緊急消防援助隊応援出動及び受援計画」に基づき、緊急消防援助隊の応援出動を要請する。

なお、この場合において、知事と連絡がとれない場合には、直接消防庁長官に対して、要請するものとする。

3 林野火災空中消火活動

市長は、地域防災計画等に定める組織及びこれに準ずる組織を設置するとともに、次の措置を講じるものとする。

(1) 初動体制

ア 災害情報等の報告

地域防災計画の定めるところにより災害情報等を報告する。

イ 空中消火基地の選定及び設定

空中消火基地の選定にあたっては、火災現場に近く、資機材等輸送のため大型車両等の進入が容易であり、100トン以上の水源を有し、毎分1トンの取水が可能な平坦な場所を選定する。

ウ 火災現場付近の状況の把握

空中消火を効果的に実施するため、風向、風速等の状況を把握しておくこと。

また、危険防止のため、ヘリコプターが活動する区域の障害物の有無を把握しておくこと。

エ 輸送手段等の確立

資機材等を空中消火基地に運ぶための、輸送ルート・輸送手段を確立しておく。

また、陸上輸送の場合は、必要に応じて亀山警察署と連携し、先導等の措置を講ずる。

(2) 空中消火活動

ア 現場指揮本部における任務

a 情報の総括

空中偵察用航空機、空中消火用航空機、各消防団その他関係機関からの情報収集と総括を行う。

b 空中・地上各消火隊の活動統制

消火活動が有機的に実施できるよう消火計画を作成し、関係機関との連絡調整を行う。

イ 作業手順及び作業内容

消火剤の調合、作業手順等、関係機関と事前打合せを行い消火活動を実施する。

(3) 県防災ヘリコプターの派遣要請

市長は、林野火災が発生し、人命の危険、その他重大な事態となるおそれがあるときは、県防災ヘリコプターの応援を要請することができる。

(4) 報告

空中消火を実施した場合、速やかにその概要を県(災害対策課)に報告する。

なお、報告内容については、次の内容により行うものとする。

ア 林野火災の発生場所

イ 林野火災焼失(損)面積

ウ 災害派遣を要請した市町名

エ 災害派遣に要した航空機の機種と機数

オ 散布回数(機種別)

カ 散布効果

キ 地上支援の概要

ク その他必要事項

4 救急活動

(1) 救急活動の実施

消防対策部は、医療機関、運輸業者等の協力を求めて救急活動を実施する。

(2) 応援要請

消防対策部は、多数の傷病者が発生し、他市町の応援を必要とする場合は、消防活動と同様に協定に基づき県及び近隣市町に対し応援出動を要請する。

ア あらかじめ消防相互応援協定を締結している近隣市町は、当該協定の定めるところにより応援出動する。

イ 消防対策部は、多数の傷病者が発生し近隣市町の応援のみでは対応できないと判断した場合は、県、市町及び消防組合により締結している「三重県内消防相互応援協定」に基づき、県内相互応援隊の応援出動を県に対し要請する。

5 住民が実施する対策

(1) 初期消火活動

被災地の地元住民や自主防災組織、消防団、企業等は、消防本部の消防隊が到着するまでの間、可能な限り出火防止、初期消火及び延焼防止に努める。

(2) 初期救急活動

被災地の地元住民や自主防災組織、消防団、企業等は、救急隊が到着するまでの間、可能な限り応急手当の実施に努める。